

## 意見陳述（骨子）

参考人 弁護士 遠山 信一郎

第1 親権の本質は、親が子に対して負担する「子の最善の利益」を実現する債務・責任であると考え（子の権利主体性）。

成年年齢の引き下げは、親の上記債務履行期間・責任期間の終期の繰り上げであるが、その影響については、多角的検討を要すると思う。

たとえば、日本の離婚後の単独親権制度の下では、親権帰属紛争から子が解放される時期が繰り上がるというメリットは、あるかもしれない。

他方、親権の終期の繰り上げは、離婚後の養育費の支払い終期の繰り上げや子の大学進学機会を狭めるという懸念も生じうる。

さらに、離婚後のひとり親家庭の困窮化、ワーキングプア問題（所得格差と貧困の連鎖）の深刻化への要因の一つとなる可能性も考え得る。

第2 大人の条件は「社会的自立」、とりわけ「生計的自立」と考える。

若者の非自立性という現状認識からすると、むしろ引き上げ論に傾くし、現在かつ未来の未曾有の超高齢社会の担い手として、あえて自立促進（早く大人となって高齢社会を支えてほしい）を図るということであれば、引き下げ論に傾くことになる。

第3 児童虐待防止法は、18歳未満の者を保護対象としており、虐待の主なる対象は、抵抗力の乏しい低年齢児童であるといえる。

ただ、18歳以上20歳未満の被虐待未成年にとっては、成人年齢引き下げは、虐待親からの親権から、自動的に解放されるというメリットがあるかもしれない。

第4 他国の成年年齢制度は、各国の民族・文化・歴史・徴兵制度等から、定められてきたものではあるが、経済のグローバル化に伴う各国の経済制度の調和基調からすると、他国の成年年齢18歳制度に平仄を合わせることは、相当程度合理性はあると思う。

日本が批准承認している児童の権利条約も、大人と子どもの年齢区分としては18歳としていることも、留意したい。

第5 現在の我が国では、まず、社会人基礎教育（コンプライアンス教育・リスク管理教育等の比喩的にいうとオトナ教育）の方を効果的に実施することが、優先事項であると考える。

法教育は、社会人基礎教育の一部に過ぎないし、法教育だけを取り出して、引き下げの当否に絡ませるほど現実的関連性があるとは思えない。

第6 段階的権利付与は制度が煩瑣になり、経済取引の安定を害するので反対である。

第7 民法成年年齢引き下げの当否は、「いつ、一律に、独立の経済主体としての能力（行為能力）を付与するのが、社会経済の実態に相応して適当か」という判断・国民的コンセンサスが、決め手となると思う。

本質は、私法上の契約締結能力（取引能力）の問題であり、本来、選挙権付与等の公法上の問題とは、切り離して考えるべきものと思う。

引き下げには、精度の高い、幅広い世論調査で、過半数を、超える積極的支持すなわち国民的コンセンサスが必要であると考える。